

労働者派遣法に基づく情報公開

高杉商事株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記事業所における情報を提供いたします。

対象期間：令和4年度（令和4年1月～令和4年12月）

事業所 高杉商事株式会社
所在地 東京都小平市上水本町4-8-12 1階

- ① 派遣労働者数 . . . 10 名
- ② 派遣先事業所数（実数） . . . 3 社
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 . . . 19,738 円
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 . . . 14,685 円
- ⑤ マージン率 . . . 25.6 %

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等
弊社の運営経費等を含んだものです

⑥ 教育訓練に関する事項

訓練の内容	対象者	訓練方法	実施主体	費用負担	賃金支給	備考
新規採用者研修	雇入れ時	OJT	社内	無償	有給	
技術力向上研修	雇入れ時、適宜	OJT	社内	無償	有給	
資格取得、教育	勤続2年以上で 会社が認めた者	OFF-JT	社外	無償	有給	
リーダー研修	勤続3年以上で 会社が認めた者	OFF-JT	社外	無償	有給	

キャリアコンサルティングの相談窓口：総務課，連絡先：042-321-2682

⑦ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の有無	協定の有効期間	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有	令和6年3月31日	すべての派遣労働者

⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険・労働保険・退職金制度・法定健康診断・表彰制度など